

こころ

「意」
神政連レポート
No.223

- 01 巻頭言 重要な二つの課題／高麗 文康
- 03 特集1 安定的な皇位継承策、
時計の針戻さず詳細な論点の検討急げ／八木 秀次
- 07 特集2 台湾有事と神社神道の役割／村上 政俊
- 11 食料安全保障の確保を目指して
-改正「食料・農業・農村基本法」が成立-／田尾 憲男
- 13 神政連が取り組む課題

重要な二つの課題



神道政治連盟総務会長
高麗 文康

神道政治連盟は、本年十一月で、結成から五十五年となります。当会のこれまでの歩みを振り返る機会は改めてありません。しかし、結成から現在に至るまで、活動を支えていただいた会員各位のご尽力に心より敬意を表します。そして、本年は私たちが最重要課題として取り組んできた皇位の安定的継承と憲法改正において、重大な局面を迎えることとなります。

皇位の安定的継承に関わる皇族数の確保を巡り、これまでも様々な意見が取り交わされてきました。その中には、万世一系の皇統による皇位の継承を主張する我々と対極の意見もあります。そもそも憲法に規定された「天皇」とその地位を表す「皇位」を思想的に色付けし「天皇制」と称して反対する人々

が、この議論に参加するのは「お門違い」でしょう。し

かしながら、皇室敬慕の念を持つ人々の中にも、皇室の未来への憂慮などから、女系による皇位の継承を認める考えがあります。令和三年十二月政府の有識者会議の報告書には「皇族数の確保」について、「内親王、女王が結婚後も皇族の身分を保持する」案と「皇族の養子縁組を可能とし、皇統に属する男系男子を皇族に復帰させる」案の二つが提示されました。あくまでも「皇族数の確保」を主題とした案であることに留意しつつも、皇統に属する男系男子の皇族復帰案であることに大きな意義がありました。むしろ、内親王殿下、女王殿下が御結婚の後も皇族として御公務に従事されることは素晴らしいことです。しかし、皇室に関わる課題に臨む時、それが、皇位に関わるものであれ、皇族数に関わるものであれ、常に万世一系の皇統護持を本筋に据えて取り組まなければなりません。

自主憲法制定運動が本連盟結成以来のテーマであることは周知のことと存じます。昨年、ようやく国会の憲法審査会の議論が軌道に乗り、殊に緊急事態条項の新設については条文案の検討に進みつつあります。本年三月与党自民党は令和六年の党運動方針の中で「憲法改正原案を作成し、国会の発議を経て、国民投票における過半数の賛成に向け全力を傾注する」「本年中にわが党の党是である憲法改正実現のため、国民投票を通じ、主権者である国民の判断を仰ぐことを目指す」と言及しました。明確な方針に期待

は高まるばかりですが、仮に事がなされたとしても、それは橋頭堡にすぎないことを予め覚悟しておくべきでしょう。今後予想される自然災害への対処のみならず、想定すべきあらゆる有事への対応は国の守りを盤石とすべく憲法の下に整えられなければなりません。し、なによりも我々が望む、我が国の歴史と伝統を踏まえた憲法への道は、その遙か先にあるからです。今は只、経験から得た知見により目前に予測される危機に対処しなければなりません。それでもこの機を逃すわけにはいきません。一般の人々を対象とした「公

開憲法フォーラム」は既に全国各ブロックを回り、現在「二週目」に入っています。最終的な国民投票で、過半数の賛成を得なければならぬとすれば、できうる限りの人々に我々の主張を訴えかけてゆく機会を度重ねてゆかなければなりません。併せて、会員各位にも、改めて憲法改正に向けご準備をお願いいたします。昨年度から各県本部における憲法研修会の開催を勧奨していますが、これも又、国民投票に向けた具体的な準備の一環と捉えていただければ幸いです。

政局を考えれば、本年九月任期満了に伴う自民党総裁選挙があり、巷間には衆議院の解散総選挙のうわさが立ち昇っては消えてゆく状況です。現内閣の低支持率とそれを証明するかのような補欠選挙、地方選挙での相次ぐ与党候補者落選は、保守らしからぬ政策への岩盤支持層の反発にも見えます。それでも、憲法改正が国会発議に至れば、それを千載一遇の機会と考えなければなりません。

事の成否は紙一重の状況と言えます。私共は引き続き力を尽くしてまいりますので、皆様には変わらぬご理解と一層のご協力をお願いする次第です。

安定的な皇位継承策、 時計の針戻さず詳細な論点の検討急げ

麗澤大学教授 八木秀次

安定的な皇位継承をめぐる衆参両院の正副議長の下で各党の意見集約が行われている。今国会での意見集約を目指すとのことだが、意見の隔たりもあり、取りまとめは簡単ではない。議長の指導力が問われる。

議論の前提となるのは、政府の「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議」の『報告』（令和三年十二月）が示した案だ。

その附帯決議（平成二十九年六月一日）には「政府は、安定的な皇位継承に関する諸課題、女性宮家の創設等について（中略）検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること」と明記されていた。政府は有識者会議の『報告』を国会に報告したが、附帯決議に「報告を受けた場合においては、国会

は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、『立法院の総意』を取りまとめられるよう検討を行うものとする」としていたにも関わらず、国会は二年半も放置してきた。

なお、附帯決議が「安定的な皇位継承に関する諸課題、女性宮家の創設等について」とする部分はいわゆる女性宮家の創設を約束したものではない。安定的な皇位継承に関する諸課題の検討に当たって一つの例示としたものだ。後述のように有識者会議は検討の結果、女性宮家の創設を否定している。

有識者会議の『報告』は、基本的な考え方として「皇位継承の問題と切り離して」と述べている。「今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらっしやることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにしてい

ならない」とし、「悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承について具体的に議論するには現状は機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させる」としている。これは悠仁親王殿下を差し置いて愛子内親王殿下の即位はないとの認識を示すものだ。

その上で、皇族数の確保を図ることが「喫緊の問題」であるとして「様々な方策を今のうちに考えておかなければなりません」と具体策を示している。

今さらのように女性・女系天皇の可否を議論しようとする政党もあるが、時計の針を女性・女系天皇を容認した小泉純一郎内閣の有識者会議『報告』に戻すものでしかない。その後、悠仁親王殿下が誕生され、皇位継承に関する理解が少なくとも政府レベルでは深まったこともあり、小泉内閣の有識者会議『報告』や野田佳彦内閣での女性宮家創設の検討は白紙に戻された。この点は各党の共通認識とすべきことだ。

有識者会議の『報告』は、具体的に①内親王・女

王が婚姻後も皇族の身分を維持する、②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする、③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とする―の三案を示している。

①は、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持するが、配偶者と子は皇族の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるとする。立憲民主党には女性宮家創設を想定して配偶者と子も皇族とすべきとの主張もあるが、有識者会議は皇位継承資格の女系への拡大に繋がるとして否定している。

②③でいう「皇統に属する男系の男子」とは昭和二十二年十月に皇籍を離脱した伏見宮系のいわゆる旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系男子のことだ。①②で十分な皇族数が確保できない場合に③を検討するとしている。②③は将来の皇位継承を男系で繋ぐための措置でもある。なお、三案はどれか一つを選ぶというのではなく、①と②はセット

として構想されている。

これまでの各党の議論は三案の詳細な論点が詰められているとは言い難い。有識者会議の事務局は『報告』の提出に先立って『事務局における制度的、歴史的観点等からの調査・研究』（令和三年十一月）を会議に提出し、今後の法改正について検討すべき論点を提示している。

①について、時限的ではなく恒久的な措置とすることが適切としている。今後、皇族数が大幅に増加することが想定し難く、時限的とした場合、終期間際に内親王・女王の人生に大きな影響を与えることを理由としている。現在の内親王・女王については婚姻に際して皇籍離脱も可とするが、制度改正後に生まれる内親王・女王には恒久的な適用が適切とする。明示はないが、内親王のみでなく、女王も対象となる。②の制度で生まれる女王も想定している。恒久的な措置であれば、立法形式は特例法でなく、皇室典範改正が必要となる。

いわゆる随伴離脱、すなわち親王・王が皇籍離脱行させるとのことだ。

同じく立憲民主党から憲法の禁止する「門地」（血筋、家柄）による差別との指摘もあるが、内閣法制局は皇室制度の円滑な運用のために「現在一般国民である皇統に属する方を新たに皇族とすることを可能とする制度を法律によって創設すること」「憲法が許容している」としている（令和五年十一月十七日、衆議院内閣委員会）。

養子縁組を経ることは国民の理解を得るためのいわばテクニクだが、皇族としての身分を取得する法的根拠を養子縁組とすることからやや複雑な制度設計となり、検討課題も多い。

養親側や養子側による養子縁組解消が、当事者の意思のみによって可能であれば、皇族数の確保や皇室の連続性・安定性に影響を与え、皇室会議の承認が必要とする。養親が何らかの事情で皇籍離脱する場合に養子が同時に離脱すること（随伴離脱）がないようにする方策も必要とする。養親と縁組前に生まれた養子の子（孫に相当）との間の

する際には原則として妃や直系卑属とその妃もまとめて皇籍離脱するとする皇室典範十三条は、内親王・女王が婚姻後も皇籍を保持するのであれば、見直しが必要となる。

婚姻後の戸籍上の取扱は、内親王・女王は皇統譜に残り、配偶者と子は戸籍に登録され、戸籍の身分事項に内親王・女王と婚姻した旨を記載する。外国人と結婚する際と同様の措置を取るとする。警備や皇族費に関する措置も必要となろう。

②については、恒久的な措置としないことを示唆している。立法形式は皇室典範改正ではなく、特例法になろう。立憲民主党からは、旧宮家の当事者の意向を確認してから立法措置を講じるべきとの意見も出されているが、有識者会議事務局は「法律は一般性（不特定多数の人に対して、不特定多数の事案に適用されること）を有していなければならない」ことから「個別処分的立法は難しい」とする。特定の人物を対象にした立法措置は認められず、「皇統に属する男系の男子」を対象とする。立法措置を先

親族関係を生じさせ、皇族とするかについては、皇族とならないことも考えられるとするが、検討を要するだろう。成年に達した者を養子とする場合、養親側は夫婦共同縁組とするかは単独縁組を採る現行の民法との整合性が課題となる。

寡妃（親王が薨去した親王妃）が養親となる場合（三笠宮家や高円宮家を想定）、養子は養方の血統において歴代各天皇の嫡男系嫡出の子孫とはいえない（民間出身の妃の養子である）が、これを認めるかも検討課題としている。

養子縁組によって皇族となった場合の身分は養方によらず実方である旧宮家の血統に従い、摂政や国事行為臨時代行の就任順位も実方によるとしている。

政府案は、新たに皇族となる「皇統に属する男系の男子」には皇位継承権を付与せず、子の代への言及はないが、自民党は子の代には皇位継承権を付与すべきと主張している。将来の皇位継承に繋がる案として主張を貫けるかも問われている。

台湾有事と神社神道の役割

皇學館大学准教授 村上政俊

「北京と台湾の間は緊迫している。台湾海峡には、金門、馬祖の問題があり、台湾の中華人民共和国に對する地位をめぐる問題がある。北朝鮮は韓国に對して、脅威を与えるような動きを見せている。こういう状態で、日米両国が今のままじつとしていれば、そのうちまた変動が起き、戦闘状態が生じるかもしれない」

一読したところでは、直近の情勢についての解説のように思える。だが実際には、岸信介総理がマッカーサー駐日米国大使（マッカーサー元帥の甥）に對して、昭和三十二年に語った言葉である。要するに岸の時代からいまに至るまで、台湾海峡と朝鮮半島が日本の安全保障にとつての火薬庫であるという点は、不変なのである。ではなぜいま改めて、台湾有事なのか。

中国による不透明な形での急速な軍備拡大は、台湾で入省してすぐに、インテリジェンス（情報）の部門で台湾関係に携わって以来、台湾については長きにわたつて関連を持っている。昨年八月には、麻生太郎自民党副総裁や蔡英文總統が参加の国際会議にも出席した。その際の「戦う覚悟」という麻生発言は、「台湾有事は日本有事」という安倍発言と軌を一にするものであり、台湾有事が間近に迫っていることを示している。

◆台湾と令和の「利益線」

台湾有事について論じるにあたっては、台湾が我が国にとつてなぜ重要なのかについて、考えておく必要がある。シーレーンの問題、あるいは台湾がもし中国によつて占拠されれば、中国の海洋進出が今よりも格段に深刻になってしまう、第一列島線が破られてしまう、台湾の次は沖縄であり尖閣であるなど、多くの答えがありえるだろう。

ここで議論の参考にしたのは、明治の元勳である山縣有朋の言だ。山縣総理は明治二十三年に、第一回

況を一変させた。就中、核戦力の急激な増強は、我が国にとつて大きな脅威となっている。台湾有事に我が国が関与しようとするれば、北京は核の恫喝を仕掛けてくるだろう。安倍晋三元総理は逝去直前に、ニューヨーク・シエリング（核共有）に言及し、議論への道を開いた。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略の教訓も、重いものだ。モスクワでは独裁者が非合理的決定を下し、隣国への全面侵略に踏み切った。岸田文雄総理が「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」と述べるように、習近平国家主席が非合理的決定に至り、ウクライナと同様の事態が台湾海峡でも起こりかねない。

筆者自身は外務省に入省して、中国語研修、いわゆるチャイナスクールの外交官として、養成された。一帝国議会において施政方針演説を行い、次のように述べている。「けだし国家独立自営の道に二途あり、第一に主権線を守護すること、第二には利益線を保護することである。その主権線とは国の疆域を謂い、利益線とはその主権線の安危に密着の關係ある区域を申したのである。およそ国として主権線および利益線を保たぬ国はございませぬ」これは例えば、山川出版の高校日本史の教科書にも載っているので、ご存知の読者諸賢も多いだろう。ここで申し上げたいのは、主権線と利益線という山縣の議論は、台湾有事を始めとする現在の情勢にも参考になるということだ。

例えば、マイケル・グリーンは、『安倍晋三と日本の大戦略…二十一世紀の「利益線」構想』の中で、山縣の議論を二十一世紀に引き直して考えている。グリーンは「安倍は山縣と同じ言葉を使ったわけではないが、先手を打つことを意図した安倍の新しい外交防衛政策は、二十一世紀に相応しい利益線を定めようとするという点で、山縣と同じ追求であると言える」と述べている。

明治の時代に山縣が唱えた利益線は、主に朝鮮半島について述べていた。一方で、二十一世紀、そしてこの令和の御代において利益線という言葉を使う、あるいは安倍外交、そしてそれを継承している岸田外交という点で考えるのであれば、海洋国家としての日本という観点からなるだろう。そして我が国は、これから十年、二十年、三十年先も大国として国際社会に関わり続ける、アメリカ、あるいは他の同志国とともに世界をリードしていく、そういった考え方が重要だ。

もし我が国が、大国路線ともいべき外交安全保障の方向性を継続していくのであれば、主権線の内側のみにとどまっているのでは物足りない、不足である。主権線の外側の利益線を積極的に守っていく。そのことが、インド太平洋地域と世界の安定に対する大きな貢献となり、ひいては我が国の国益に繋がる。こうして引かれる利益線の内には、台湾も含まれる。令和の利益線と呼んでもよいだろう。戦後の縮こまり委縮した世界観をいまこそ投げ捨て、世界全体を射程に入れた国家戦略を組み立てるべきである。

として、自衛隊員の戦死が想定される。

国家に殉じる自衛隊員の荣誉は、称えられなければならないが、この点を考える際に参考となるのが、三島由紀夫の議論である。なお私事にわたり恐縮だが、筆者の父親は京都大学の学生の頃、三島先生の楯の会に入り、ご指導を受けていた。そうしたこともあり筆者自身、三島の議論には大いに興味を持っている。

天皇と軍の関係について、三島は『文化防衛論』の中で、左のように述べている。「菊と刀の荣誉が最終的に帰一する根源が天皇なのであるから、軍事上の荣誉もまた、文化概念としての天皇から与えられなければならない。現行憲法下、法理的に可能な方法だと思われるが、天皇に荣誉大権の実質を回復し、軍の儀仗を受けることはもちろん、連隊旗も下賜されなければならない」

こういった議論はなにも、三島一人のものではない。福澤諭吉も『帝室論』の中で、同じようなことを述べている。「帝室は遙に政治社會の外に在り。軍人は唯この帝室を目的にして運動するのみ。帝室は偏なく

岸田総理は国賓訪米中の本年四月に、日米比三か国の首脳会合に臨んだ。報道によれば、自衛隊がフィリピンにローテーション展開することが検討されているという。自衛隊派遣が仮に実現すれば、フィリピンも我が国の利益線の内に、おのずと含まれていく。

既に海上自衛隊は、アフリカのジブチに拠点を置いており、インド洋に伸びるシーレーンも、我が国の利益線に入ってくるかも知れない。いずれにしても、我が国がこれからも世界に対して、大国として大きな責任を果たしていくのならば、日本の領土を守るだけに留まらず、積極的に世界に対して責任を果たすことが必要である。その試金石となるのが、台湾有事だ。

◆天皇陛下から賜る自衛隊員の荣誉

近時、台湾有事をテーマとするシミュレーションが開催されており、筆者も請われて国内外で参加している。有事の可能性が、戦後最も高まりをみせる中で、有事の際の究極の点についても考えておきたい。有事になれば、痛恨の極みではあるものの自然の帰結

もなく、政黨の孰れを捨てず又孰れをも援けず。軍人も亦これに同じ。固より今の軍人なれば陸海軍卿の命に従て進退す可きは無論なれども、卿は唯其形體を支配して其外面の進退を司るのみ。内部の精神を制して其心を收攬するの引力は、獨り帝室の中心に在て存するものと知る可し」いずれにしても、軍人の荣誉、自衛隊員の荣誉というものはやはり、畏くも天皇陛下から下されるべきものだ。

有事に向けた備えの中でも、戦死した方々をどのようにお祀りするのか、この点は国家の在り方に直結する。そうした中で今般、靖國神社の新しい宮司として、海上自衛隊OBの大塚海夫元海将が就任した。自衛隊におられた方が靖國で祭祀をなさるといふことは、来るべき有事を考えれば、大変心強い。筆者が籍を置く皇學館大学は、建学の精神の根幹に神道を据えており、筆者自身も神職の資格(直階)を取得している。台湾有事を始め、我が国がこれから直面するであろう有事において、神社神道の果たすべき役割は、きわめて大きなものがある。

食料安全保障の確保を目指して ―改正「食料・農業・農村基本法」が成立―

神道政治連盟政策委員長 田尾 憲男

「農政の憲法」といわれ、国の食料・農業施策の根本方針を定める極めて重要な「食料・農業・農村基本法」が、新たに食料の安全保障の見地から全面的に見直され、四半世紀ぶりに改正されて五月二十九日に法案が成立し、施行されることになった。

その契機となったのは、近年の気候変動による自然災害の多発、新型コロナウイルスの世界的流行、それに大國ロシアのウクライナへの軍事侵攻などで国際的な食料の生産と供給、肥料などの農業資材の確保が不安定化したことで、国会の農林関係議員や政府内でも危機感が高まった。また国内的にも、現行基本法が制定された平成十一年当時の事情とは大きく異なり、二十年余を経て人口減少と高齢化が進み、農業従事者は急激に減少して農村は過疎化し、衰退した。主要な穀物など、食料と肥料や燃料などの大部

分を海外からの輸入に依存してきた我が国は、食と農の確保と持続が益々憂慮される状況となってきたのである。こうした時代と環境の変化に対応した新しい基本理念として、これまでの「食料の安定供給の確保」より一層広範で上位の「食料安全保障の確保」の概念を導入し、その実現を図る基本となる事項と基本的施策を定め、さらに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするべく改正を行ったものである。

な食に物理的・社会的・経済的にアクセスできること」の定義をも考慮に入れ、これまでの国民全体に対する食料の安定的供給の確保の考えから、さらに国民一人一人が、高齢者や子供までも食品を入手でき、貧困者にも洩れなく行き渡ることを新たに基本理念として目指したものと見える。その「安定的供給」については、二項で国内の農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入と備蓄の確保によって行うこととした。世界の食料の需給と貿易の不安定な要素を鑑みれば、現在カロリーベースで三八%まで落ち込み、先進国では最低となっている食料自給率を、これからいかに高めていくかが農政の最大の課題となってくる。

第二条でいま一つ大事なことは、農業従事者の生活保障となり、「農業の持続的発展」の基本理念と密接に関係する食料の「合理的な価格」をいかに形成するかである。改正基本法は五項で「需給事情と品質評価」に加えて新たに「食料システム」の概念を導入して、農業者、食品産業の事業者、消費者その他生産から消費に至る関係者が持続的な供給に要する「合

改正基本法は、その第二条一項で食料安全保障の確保を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう」と、その意義を法的に定義づけた。これは国連食料農業機関による「すべての人が、いかなる時も、健全

理的な費用」を考慮して行うとした。しかし価格決定を市場メカニズムに委ねるだけでは農家も農業経営者も不安定な状況に置かれることになる。食料の安全保障の確保という以上、政府の今後の生産農業者への所得補填政策が大事な課題となってくる。

食料・農業・農村基本法改正に伴い、同法に関連して新たに凶作、輸入の途絶等による食料供給困難事態を想定した政府の対策と対応方式を定める「食料供給困難事態対策法」をはじめ「農地関連法」「スマート農業技術活用促進法」などの重要法案も成立した。法案提出時に坂本哲志農林水産大臣は、今年を「食料安全保障改革元年」と位置づけたが、基本法は理念法として規定されているゆえに、基本理念の実現には今後の政府の具体的な政策とそれに必要な予算の確保を待たなければならない。我々は、神道的立場に立つてこれからは政府の改正基本法の運用に更なる関心をもって取り組んでいかなければならない。

◆ 神政連が取り組む課題 ◆

― 最近の動向 ―



自主憲法制定・憲法改正運動

今通常国会において、衆議院の憲法審査会は五月末までに八回開催され、緊急事態時における国会機能の維持を中心とした議論が交わされています。しかし、既に議論は熟し、自民、公明、維新、国民民主を始めとする各党は、具体的な条文を起草する機関の設置を求めています。立憲民主党と共産党は反対しており、議論は平行線を辿っています。一方、参議院の審査会では、衆議院解散中の緊急時に参議院が国会機能を代行する「緊急集会」を巡る議論に終始し、衆参の議論に温度差があるのが両院の実情です。

緊急時における国会機能の維持は大切なこととは言え、我が国の存立危機に直結する台湾有事を見据道しました。

防衛省は、参拝は私的なものであって「部隊参拝」に該当せず、事務次官通達には違反しないと判断しましたが、公用車の使用については不適切として、一月二十六日に関係者の処分を決め、木原防衛大臣は、事務次官通達は津地鎮祭訴訟最高裁判決以前の古いものであり、その後の信教の自由や政教分離についての判例を踏まえて改正すべきとの見解を示しました。また二月六日の参議院予算委員会では、有村治子国議懇副幹事長が、自衛官が制服を着用して神社を参拝することは是非を質問し、防衛省の三貝人事教育局長から、自衛隊法の規定等に基づき、制服を着用しての私的参拝は事務次官通達には違反しない旨の答弁を引き出しました。

憲法二〇条は国民の信教の自由を保障しており、自衛官にも信教の自由に基づいて靖國神社に参拝する権利があることはあらためて申すまでもありません。この国の守りに従事する自衛官が、祖国の平安を願って尊い命を捧げられた英霊に感謝し、その加護を

え、憲法に欠落している防衛力としての自衛隊とあらゆる事態への対処を可能とする緊急事態条項を早急に憲法に定めることは喫緊の最重要課題です。憲法改正は、国会での発議を経て国民投票により過半数の賛成を得ることで実現します。そのため我々国民一人一人が憲法改正の必要性について考える、当事者意識を持つことが肝要です。

本連盟は、国民の理解増進のため、全国の主要都市での「公開憲法フォーラム」の開催や神職を対象とした研修会の開催を通じて、引き続き憲法改正の世論喚起に努めて参ります。



靖國神社護持・正しい歴史観を

後世に伝える運動

本年一月十一日、毎日新聞他大手マスコミが、陸上自衛隊幕僚監部副長を含む自衛官二十二名の靖國神社参拝について、防衛省の事務次官通達で禁止する部隊参拝に当たると可能性があり、かつ移動時の公用車使用は問題であると大きく報

得て安全に任務を遂行しようと祈ることは、ごく自然な感情の発露ではないでしょうか。

一方で、四月五日、陸上自衛隊第三十二普通科連隊が公式X(旧ツイッター)で硫黄島においての日米戦没者合同慰霊追悼顕彰式の参加報告をした際に「大東亜戦争」との呼称を用いたことに対し、「侵略戦争を正当化する用語だ」などと朝日新聞等が批判したことを受け、防衛省は「誤解を招いた」としてその表現を取消しました。「大東亜戦争」との呼称は、GHQが占領期間中、使用を禁止したものの、サンフランシスコ講和条約施行以降、禁止措置の効力は失効しており、当時の呼称を用いたとしても戦争自体の賛美にもならず、本来、何ら問題視されるものではないだけに、此度の防衛省の対応は残念なことです。

本連盟では、今後も正しい歴史観を醸成してゆくとともに、靖國神社・護國神社への参拝を広く一般に勧奨し、英霊顕彰に努めて参ります。



神道の精神を**国政**に日本の心を**政策**に

ありむら はるこ

有村 治子 さんの

活動を応援しています

自民党憲法改正実現本部副本部長、

神道政治連盟国会議員懇談会副幹事長

安倍内閣にて初代女性活躍担当大臣・
少子化対策担当大臣等を歴任。

参議院議員 比例代表(全国区)

活動を
SNSで
発信中



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321